

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律概要

第1 目的

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とすること。

第2 概要

1 対象者(特定障害者)

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

(1) 昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

- ・当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度¹の障害の状態にあるものを含む。
- ・65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度²の障害の状態に至ったものに限る。
- ・(2)において同じ。

(2) 平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

2 支給要件

特定障害者が次のいずれかに該当するとき((2)に該当する場合には、厚生労働省令に定める場合に限る。)は、給付金の支給を行わない。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

3 給付金の額

- (1) 給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、
 - ・ 障害の程度が1級に該当する場合は、5万円
 - ・ 障害の程度が2級に該当する場合は、4万円とする。
- (2) 給付金については、消費者物価指数による物価スライドを行う。

4 認定

- (1) 特定障害者は、給付金の支給を受けようとするときは、その支給資格及び給付金の額について、65歳に達する日の前日までに社会保険庁長官の認定を受けなければならない。
- (2) (1)の申請は、当該申請をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して行わなければならない。

5 支給期間及び支払期月

- (1) 給付金の支給は、4の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、給付金の支給をすべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- (2) 給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

6 支給の制限

所得に着目した支給制限を行う。

7 支給の調整

給付金は、特定障害者が国民年金法による老齢基礎年金等を受けることができるときは、その額の全部又は一部を支給しない。

8 不服申立て

社会保険庁長官のした給付金に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

9 国民年金保険料の免除に関する特例

給付金の支給を受けている者について、申請免除の特例措置を講じる

10 費用の負担

給付金の支給に要する費用は、その全額を国が負担する。

11 事務費の交付

国は、市町村（特別区を含む。）に対し、事務の処理に必要な費用を交付する。

12 時効等

- (1) 給付金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- (2) 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
- (3) 租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

13 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

14 経過措置

施行日時点において既に65歳に達している特定障害者については、施行日から5年以内に限り、4(1)にかかわらず、認定の請求ができる。

15 検討

日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。（附則第2条）